

Title	敦煌般次考 : 10世紀前後の使節とキャラヴァン
Author(s)	坂尻, 彰宏
Citation	内陸アジア言語の研究. 2015, 30, p. 173-197
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/70118
rights	
Note	

# Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

# 敦煌般次考

# ---10 世紀前後の使節とキャラヴァン ----\*

坂 尻 彰 宏

#### はじめに

10世紀前後の敦煌文書には、ある種の「キャラヴァン」を意味する「般次」という用語が見られることが指摘されてきた。敦煌文書にみえる「般次」に対して、最初に明確な解釈と定義を行ったのは藤枝晃氏である。藤枝氏は、「般次」について「使節の一行、すなはち官営の隊商を指す如くである」と述べている<sup>(1)</sup>. その後、ハミルトン氏 (Hamilton, James) は、「般次」に"caravane"の訳を与え、古代トルコ語でキャラヴァンを意味する arqīš に相当する同時代の漢語が「般次」であると指摘した<sup>(2)</sup>. また、張広達氏は 10世紀前後の敦煌文書から「般次」の用例を網羅的に集め、その全体像を提示した<sup>(3)</sup>. さらに、沙知氏は、唐宋期の漢籍史料から「般次」の用例を追加し、契約文書の例も取り込んで議論を進めた<sup>(4)</sup>. なお、張広達氏と沙知氏は、「般次」の多くが官員や使者の移動に関係しているという見通しを立てている。その後、敦煌文書中の漢語語彙研究の一環として、いくつかの研究で「般次」の用例が追加

<sup>\*</sup> 本稿の執筆に際して荒川正晴先生の研究報告「前近代中央アジアの国家と交易」(内陸ア ジア史学会大会,2012年11月4日,於北海道大学)に啓発を受けた。学恩に感謝し本 稿を献じたい。

<sup>&</sup>lt;sup>(1)</sup> 藤枝 1943, pp. 78-79, n. 191 参照.

<sup>(2)</sup> Hamilton 1955, pp. 78, 117; Hamilton 1986, p. 52 参照.

<sup>&</sup>lt;sup>(3)</sup> 張広達 1991, pp. 969-971 参照.

<sup>&</sup>lt;sup>(4)</sup> 沙 1997, pp. 142-147 参照.

された<sup>(5)</sup>.

こうした敦煌文書を中心とした研究状況に、新出トゥルファン文書を材料にした畢波氏の研究が新たな視点をもたらした<sup>(6)</sup>. 畢氏は、8 世紀半ばの西州の客館にどのような使節がどれくらいの期間滞在したかを記録した新発見の客使文書 [「唐天宝十載(751 年)交河郡客使文巻」2006TZJI:034 ほか]<sup>(7)</sup>を分析し、文書に記録された寧遠国(フェルガーナ国)の使節団が「第二般」「第四般」のような複数の「般(グループ)」に分かれていたことを明らかにした。そして、畢氏は、他のトゥルファン文書の事例も利用し、8 世紀半ばの「般次」が、複数の「般」に分けられるような比較的規模の大きな使節団を示すことを指摘した。さらに、畢氏はトゥルファン文書にみえる8世紀半ばの般次について、以下の4つの要点にまとめている。

- (1) 般次は官員や使者の往来のための集団である.
- (2) 般次は便宜上いくつかの般 (グループ) に分けられる.
- (3) 分けられた般に人数の決まりはなく、比較的高位の人物が般のリーダーとなる。
- (4) 別々の般が一緒に行動したり、同じ般が分かれて別行動する場合がある。 なお、畢波氏はトゥルファン文書にあらわれる8世紀の「般次」は、あくま で使節団の「数え方」であって、キャラヴァン自体を示すような一般的名称 になっておらず、また特定の交通手段を指す訳でもないと断っている。

このような8世紀半ばのトゥルファンの般次と10世紀前後の敦煌の般次との間の共通点や差異を明らかにすることは、10世紀前後の敦煌の交通・交易を考えるうえで大きな意味を持つ。なぜなら、当時の敦煌は帰義軍節度使政権(9世紀半~11世紀初)が支配する独立した小王国であり、交通や交易をめぐる状況も8世紀半ばとは大きく異なっていたからである<sup>(8)</sup>

<sup>(3)</sup> 曾 2001, pp. 6-7; 張小豔 2007, pp. 274-277; 黒 2010, p. 364 参照.

<sup>(</sup>b) 以下, 畢波氏の「般次」に関する考察については, 畢 2007, pp. 70-73 参照.

<sup>(7)</sup> 写真と録文は、栄新江・李肖・孟憲実(編)『新獲吐魯番出土文書』下、北京、中華 書局、2008、pp. 331-341 参照。

<sup>(8)</sup> 張広達 1991, p. 969 参照.

175

そこで、本稿では、畢波氏の示した8世紀半ばのトゥルファンの般次の4つの要点を手がかりに、敦煌文書中の般次の実例を検証する。まず、10世紀前後の敦煌文書中の「般次」の用例を再確認し、当時の敦煌の般次の性格をあらためて考察する。また、般次の行動パターンとその意味するところを分析する。さらに、般次の人員構成を明らかにし、その特徴を検討する。

# 1 用例からみた 10 世紀前後の「般次」

畢波氏の示したトゥルファンの般次の4つの要点の(1)「般次は官員や使者の往来のための集団である」は、基本的に10世紀前後の敦煌の般次にも当てはまる.以下に10世紀前後の敦煌文書中の「般次」の用例29件を3つに分類して分析する<sup>(9)</sup>.

#### 〔表 1〕10世紀前後の「般次」の用例一覧

#### 【1】文書の内容から使節団と判断できる用例(所蔵番号順)

No.	所蔵番号	文書の種類 内容	用例	出典
1	P. 2155v (2)	手紙 (公信), 帰義軍節度使か	「般次行時発書尋問」	張広達 1991
		ら甘州可汗あて		
2	P. 2826	手紙(公信),于闐王から帰義	「候大般次」	曽 2001
		軍節度使あて		
3	P. 2945 (2)	手紙(公信),文例,帰義軍節	「差 賀恩使人」	張広達 1991
		度兵馬留後から発信	「般次儻遂前程」	
4	P. 2992v (1)	手紙(公信),帰義軍節度兵馬	「天使般次」	張広達 1991
		留後から甘州宰相あて		
5	P. 2992v (2)	手紙(公信), 朔方軍節度使か	「般次行止」	張広達 1991
		ら甘州可汗あて		

 $<sup>^{(9)}</sup>$  用例は,先行研究で紹介された 23 例と新たに筆者が付け加えた 6 例からなる.先行研究の出典は〔表 1 )にそれぞれ示した.

6	P. 2992v (3)	手紙 (公信), 帰義軍節度使か	「般次去日」「般次	張広達 1991
		ら甘州可汗あて	入京」	
7	P. 3016v (II-2)	手紙 (公信), 帰義軍節度使あて	「般次平善到貴府	張広達 1991
			之日」	
8	P. 3151	手紙(草稿)	「大段般次」「入貢	張広達 1991
			般次」	
9	P. 3197v (7)	上申書、状形式、都頭から司空	「成都督般次平善	張広達 1991
		あて	入奏」	
10	P. 3453	契約(貸絹契)	「西州充使」「若路	沙 1997
			上般次不善者」	
11	P. 4525 (9)v	手紙(公信),委曲形式,帰義	「当道今差使人入	張広達 1991
		軍節度使から蕃官首領あて	貢天庭」「防援般次」	
12	S. 4537v	上申書, 状形式, 僧侶から帰義	「向西路奯般次」	張広達 1991
		軍節度使あて		
13	「悉達太子修	識語,于闐の使節による	「于闐冊礼般次先排	張広達 1991
	道因縁」(10)		使張宗瀚留残此本」	

<sup>(10)「</sup>悉達太子修道因縁」は、莫高窟蔵経洞に由来するとみられる仏伝文学文献の一種で、現在は龍谷大学図書館に所蔵されている[所蔵番号:021.1-26-1].「般次」の語を含む識語は、この写本の第6紙(全8紙)の背面に同じ内容のものが、2ヶ所に書き込まれている。張広達氏が指摘するように、「般次」の部分は、「般若」とあったものを識語が書かれた当時に「般次」と書き直された形跡がある。張広達1991、pp. 969, 974, n.1 参照。この背面の識語と表面の「悉達太子修道因縁」は同筆とみられるので、表面を書写したのも識語を書いた張宗瀚であると考えられる。「悉達太子修道因縁」と識語については、西域文化研究会(編)『西域文化研究1 敦煌仏教資料』京都、法蔵館、1958、pp. 212-213、240; 龍谷大学図書館『龍谷大学図書館善本目録』京都、龍谷大学出版部、1936、p. 52 参照。なお、張広達氏の録文では、末尾の「留残此本」を「留此残本」に誤っている。

# 【2】公職の称号を持つ人物に率いられている用例(所蔵番号順)

No.	所蔵番号	種類, 内容	用例	出典
14	Dx. 1384	手紙(私信),雛形,押衙	「般次到日」	
		から発信	「走馬使般次」	
15	P. 3579	上申書, 状形式, 百姓から	「打破般次」	張広達 1991
		帰義軍節度使あて	「沙州使安都知般次」	
16	P. 3750	手紙(私信),委曲形式	「進奏押衙王敬翼」	張広達 1991
			「今王敬翼般次」	
17	S. 4920v	手紙 (草稿)	「押衙曹善達等般次」	張広達 1991
18	S. 5394	手紙(公信),押衙兼宰相	「昨押衙張文信等	曽 2001
		から発信	般次将陰潘子書」	
19	羽172V/2	手紙(私信), 息子から父	「般次曹都頭」	坂尻 2012b
		親あて		
20	羽27/1	契約(買馬契)	「米都頭般次」	
21	津芸 061Ev	手紙(私信), 阿郎あて	「走馬使般次」	

# 【3】内容・称号から般次の性質が判断できない用例(所蔵番号順)

No.	所蔵番号	種類,内容	用例	出典
22	BD 16245A	手紙(私信),社官	「般次来時」	
		から発信		
23	Ch. 00144	手紙(私信), 妻か	「前伴般次僧陰住徳手上」	坂尻 2012a
	(1919.0101,0.76)	ら夫あて	「般次内趙法律手上」	
24	P. 2529v	手紙(草稿),都虞	「前件般次累付書典」	張小艷 2007
		候あて		
25	P. 2770 pièce	手紙(私信),僧侶	「般次却迴之日」	
		から発信		

26	P. 4518(11)v	手紙(私信),押衙	「昨長盈韓押牙到来	張広達 1991
		から発信	所説言道有般 [(次)]	
27	P. 4766	手紙(私信),雛形,	「某専甲般次到来」	
		官健から使頭あて		
28	S. 4362	手紙(私信), 兄か	「前般次何闍梨手上」	曽 2001
		ら弟あて		
29	S. 4685	手紙(私信), 兄か	「前般次麻鶏胡手上」	曽 2001
		ら弟あて		

まず、文書の内容から「般次」が「使節団のキャラヴァン」であることが明白なものが、29件中13件を占める[(表 1)【1】参照]. これらの例は、帰義軍と甘州との連絡のように政権間の遣り取りに関するもの(No.1,2,5,6,7,10,12,13)、「入貢」・「入奏」・「天使」など中国本土との間の使節の往来をうかがわせる表現を伴うもの(No.3,4,6,8,9,11)があげられる. これらの用例は、そのほとんどが公用の手紙で言及されている. そして、それぞれの書簡の中では、般次の出発、移動、到着などの消息が話題になっている. このような用例の「般次」が公的な連絡を担うキャラヴァンであったことは確実である.

次に、公職の称号を持つ人物に率いられた「般次」の例が8件ある[(表 1) 【2】参照]。それぞれの用例では「般次」が公職の称号を持つ人物を冠する形になっており、これらの「般次」はそれぞれの人物がトップを務めたと思われる $^{(11)}$ 。うち3件が押衙 $^{(12)}$ (No. 16, 17, 18)、2件が都頭 $^{(13)}$ (No. 19, 20)、

<sup>(11)</sup> こうした人名付きの「般次」がその人物に率いられた「般次」であると考えられることは、すでに森安 2011, pp. 387, 407, n. 58 に指摘がある。

<sup>(12)</sup> 押衙 (牙) は、帰義軍において節度使に近い人物に与えられた職である。押衙は 節度使の側近として様々な職を兼ね、衙内の行政、外鎮の統制、あるいは外交使 節として活躍した。帰義軍の押衙については、馮 1997, pp. 99-109 参照。

<sup>(13)</sup> 都頭は、押衙と同様に帰義軍節度使の側近に与えられた職であり、別の役職を加えられて衙内、外鎮、使節団などの要職を担っていた。鄭・馮 1997b, pp. 90-91; 馮 1997, pp. 124-130 参照.

2件が走馬使<sup>(14)</sup> (No. 14, 21), 1件が都知<sup>(15)</sup> (No. 15) によるものである. このうち,使者の職である走馬使の般次が使節団のキャラヴァンであることは明白である. また,押衙・都頭・都知の職を与えられた人物も,節度使の側近として政権の重要な地位を占める立場である. 彼らが使節などの公的な任務以外で,私的にキャラヴァンを仕立てて敦煌を離れることは極めて不自然である. 実際,安都知 (No. 15) は「沙州使」の役目を負っている. つまり. これらの「般次」も公的なキャラヴァンとみるべきなのである

最後に、文書の内容や称号からその般次の性質を判断できない例が8件ある[(表1)【3】参照]. これらの例は、ある般次の中で、品物の受け渡しを担った人物を特定する場合(No. 23, 28, 29)や単に般次の到着時期などに言及した場合(No. 22, 25)、文書の欠落のため、あるいは草稿や雛形であるため内容から判断できないもの(No. 24, 26, 27)がある. これらの例にみえる「般次」を全て公的なものであるとみなすことはできない。しかし、これらの例の中で確実に私的なキャラヴァンを指すと断定できるものも一つもない.

以上,用例からみる限り,10世紀前後の敦煌の「般次」は,トゥルファンの「般次」と同様に公的なキャラヴァンを指すと考えられる.10世紀前後の「般次」の用例をみれば,その7割方(21例)は明らかに公的な任務を負っている.これらは,トゥルファンの「般次」と同様である.もちろん,残る3割ほどの用例(8例)に私的なキャラヴァンが含まれる可能性は皆無

<sup>(14)</sup> 走馬使は、帰義軍において使者、伝令の役を担っていたと思われる。たとえば、走馬使が、出先の于闐から沙州に向けて書いたと思われる手紙P.3016v(2)「于闐天興九(958) 年九月新受内親侍都頭西朝走馬使□富住状」では、「奉本道/太師令公差充走馬奏、回礼使索子全等貳人於伍/月伍日入沙州、不逢賊寇……(本道(河西道)の太師令公様が走馬(使)を遣わして奏上されることを奉るに、回礼使の索子全等二人は五月五日に沙州に帰り、賊の襲撃も無く、……)」とあり、走馬使の□富住は太師令公(曹元忠)の命令で西朝(于闐)に至り、于闐王に元忠の言葉を直接伝えている。このような例からみて、走馬使が使者や伝令の役割を果たしたことは間違いない、栄1996、pp.119-120参照。

<sup>(15)</sup> 都知は,都知兵馬使の略称.都知兵馬使は,節度使の軍隊を実際に統率する軍事 指令官の要職であり,帰義軍でも高級将校として重要視された.帰義軍の都知兵 馬使については,馮1997,pp.109-114 参照.

ではない。しかし、10世紀前後の敦煌で使われた「般次」の用語も、そのもとをたどれば唐代に比較的規模の大きな「官員や使者の往来のための集団」に対して使われていた「般次」に遡ることは確かである。また、10世紀前後の漢籍史料にあらわれる「般次」の用例も朝貢や進奉などの公用に関係するものにほぼ限定されている<sup>(16)</sup>. 上記のような敦煌文書での公的な用例の多さ、用語そのものの由来、同時期の漢籍の用例から考えて、10世紀前後の敦煌の「般次」は、8世紀半ばのトゥルファンの「般次」と同様に「官員や使者の往来のための集団」、つまり「使節団のキャラヴァン」を意味する用語であったと考えてよかろう<sup>(17)</sup>. なお、10世紀前後の用例からは敦煌の「般次」が、8世紀半ばトゥルファンのように規模の大きな使節団をことさら指すものでは無く、規模に関係なく個別の使節団を示す用語として使用されていることがうかがえる

#### 2 使節団の編成と行動

畢波氏のあげる要点の内、般次の編成や行動に関わる(2)「般次は便宜上いくつかの般(グループ)に分けられる」と(4)「別々の般が一緒に行動したり、同じ般が分かれて別行動する場合がある」についても、敦煌文書にみられる10世紀前後の使節団の場合に当てはまる。

まず、(2)「般次は便宜上いくつかの般(グループ)に分けられる」については、10世紀前後の敦煌でも、使節団がいくつかのグループに分けられるこ

<sup>&</sup>lt;sup>(16)</sup> 沙 1997, pp.143-144 参照.

<sup>(17)</sup> この解釈は、「般次」を「使節の一行、すなはち官営の隊商を指す如くである」とした藤 枝氏の定義とほぼ同じである。また、「般次」の多くが使者や官員の移動に関係するとみ る張広達氏や沙知氏の意見とも共通する。一方で、この解釈はハミルトン氏の見解とも 矛盾しない。なぜなら、古代トルコ語の arqiš が、公私を問わず、隊伍を組んで沙磧を往来する集団としての「キャラヴァン」一般を指すとすれば、その範疇に「使節団のキャラヴァン」である「般次」が含まれることは何ら不自然なことではないからだ。また、私的な貿易に従事するキャラヴァンが使節のキャラヴァンに入り込むことは、もちろん 有り得たであろう。森安 2011、pp. 380-381 参照、ただ、用例等から判断する限り、そのような私的なキャラヴァンは、「般次」とは呼ばれなかったと考えられる。

とが確認できる。たとえば、唐の光啓三年 (887) の進奏院状 [S. 1156] では、敦煌からの使節団が、僖宗の蒙塵先である興元府に到着したことについて、以下のように報告されている。

- 1 進奏院 状上
- 2 当道三般専使所論旌節次弟(第)逐件具録如後
- 3 右伏自光啓三年二月十七日専使押衙宋閏盈・高
- 4 再盛・張文徹等三般同到興元
- 5 駕前、十八日□ 進奉、十九日 対、廿日参見四
- 6 宰相・両 軍容及長官. ……「中略」……
- 11 指揮. 今固遣閏盈等三般六十余人. 論 節来者. ...... 「後略〕

文書の2行目,4行目,11行目からは,この使節団が総勢60人余りであり,3人の押衙が率いる「三般(3つのグループ)」に分かれていたことが分かる.この時期においても「般」が使節団を分ける単位として使われていたのである.つまり、この使節団は編成から見てまさしく「般次」であったといえる.

また、要点 (4) 「別々の般が一緒に行動したり、同じ般が分かれて別行動する場合がある」についても、同様の行動パターンを 10 世紀に敦煌を訪れた使節団に見いだすことができる。964 年頃に作成されたと考えられる帰義軍政権の酒支出帳簿 [敦研 001+敦研 369+P. 2629] には(18)、敦煌を訪れた使節団の到着から出発までに供した酒の量が事細かく記録されている。そして、こうした使節団の到来日と出発日を分析すると、(表2) のような行動パターンを読み取ることができる(19).

<sup>(18)</sup> 本文書の年代比定については、施 1983, pp. 146-150 参照.

<sup>(19) (</sup>表2) の原文は注記を参照. なお,本文書に見える全ての使節の記録については, 馮 1999, pp. 314-317 参照.

#### (表2) 酒支出帳簿にみえる使節団の行動パターン

#### 【1】 干閶の使節

使節	到着日	出発日	滞在日数,酒量
葛禄	正月 24 日	6月5日	129 日間,毎日 2 升,計 4 瓮 1 斗 8 升 <sup>(20)</sup>
羅尚書	3月19日	6月5日	75 日間,毎日 5 升,計 6 瓮 5 升 <sup>(21)</sup>

#### 【2】甘州の使節

使節	到着日	出発日	滞在日数,酒量
甘州走来胡	正月 24 日	8月20日	203 日間, 隔日 5 升, 計 8 瓮 2 斗
			7升5合 <sup>(22)</sup>
先報消息来迴鶻	3月18日	8月20日	150日間,隔日5升,計6瓮1斗
			5 升 <sup>(23)</sup>
甘州使	3月25日	8月20日	143 日間,毎日半瓮,計 68 瓮 4 斗
			5 升 <sup>(24)</sup>

<sup>(20)「</sup>去正月廿四日,供于闐葛禄逐日酒貳升,至六月五日夜断,除参箇月小盡,中間壹伯貳拾玖日,計給酒肆瓮壹斗捌升.」36-38 行目.

<sup>(21) 「</sup>去三月十九日,供于闐羅尚書逐日酒伍升,至陸月伍日夜断,除両箇月小 盡,中間染拾伍日、内両日全断、計給酒陸瓮伍升、」38-40 行目。

<sup>(22)「</sup>去正月廿四日,供甘州走来胡,両日酒伍升,至八月廿日夜断,除肆箇月小盡,中間貳伯参日,計用酒捌瓮貳斗柒升伍合.」76-79 行目.

<sup>(23)「</sup>去三月十八日,供先報消息来迴鶻,両日酒伍升,至捌月廿日夜断,除参箇月小盡,中間壹伯伍拾日,計用酒陸瓮壹斗伍升.」79-81 行目.

<sup>(24)「</sup>去参月廿五日,供甘州使,逐日酒半瓮,至八月廿日夜断,除参箇月小盡,中間壹伯肆拾参日,內肆日全断,参日断半,計用酒陸拾捌瓮肆斗伍升.」81-84 行目.

[3]	南山	山の使節
-----	----	------

使節	到着日	出発日	滞在日数,酒量
倉住南山	5月6日	5月12日	7日間,毎日2斗,計2瓮2斗,送路1瓮 <sup>(25)</sup>
向東来南山	5月9日	5月12日	4日間,毎日2斗,計1瓮2斗 <sup>(26)</sup>

【1】于闐の場合は,先行して敦煌に到着した葛禄と約2ヶ月後に到着した羅尚書とが,長期滞在の後に一緒に敦煌を離れている。【2】甘州の場合も,3つのグループが2ヶ月間に順次到着し,やはり長期滞在の後,同じ日に敦煌から出発している。【3】南山<sup>(27)</sup>の場合も滞在期間こそ短いものの同様の動きをしている。このように,別々に到来した使節らが,同日に出発することからは,これらの使節団が幾つかのグループに分かれたり,あるいは一つに集まったりしながら,移動していることが分る。そして,このような動きは,南山のような比較的近隣の勢力から于闐や甘州のような遠方のオアシスにまで共通している。

さらに、于闐王から帰義軍節度使に送られた 10 世紀後半頃の書簡である P. 2826 には、「白玉壹団/賜沙州節度使男/令公、汝宜収領. 勿怪/軽尠. 候大般次、別有信物、汝知. ……」(白玉一団 (について) 沙州節度使(=帰義軍節度使)であり息子である令公に賜与するので、汝(令公)は受け取るように. (贈り物が) 少ないからといって怪しまないように. (次に派遣する) 大規模な般次を待てば、別に贈り物があるので、そう心

<sup>(25)「(</sup>五月) 陸日, 供衙前倉住南山逐日酒貳斗, 至拾貳日夜断, 中間柒日, 計用酒両 瓮貳斗, 送路酒壹瓮. 15-17 行目.

<sup>(26)「(</sup>五月) 玖日, 供向東来南山逐日酒貳斗, 至拾貳日夜断, 中間肆日, 計用酒壹瓮 貳斗.」17-18 行目.

<sup>(27) 10</sup>世紀頃に敦煌南方の山地を中心に活動した遊牧勢力. 仲雲, 羌, 吐蕃, 吐谷渾, 回鶻, 漢人などの集団が融合したものと考えられており, 帰義軍にとっては南方の脅威となった. 敦煌オアシスと南方山地の遊牧勢力との関係については, 坂尻2008, pp. 54-71; 馮 2013, pp. 366-377 参照.

得よ. ……) とあり<sup>(28)</sup>, 般次が複数のグループに分けられて順次派遣されることが, 使節を送り出す側で最初から計画されていることが分かる.

以上のように、10世紀前後においても、使節団は幾つかのグループに分かれ、離合しながら行動していたことが確認できる。ただし、このことは応接する側の便宜というよりは、むしろ沿路の危険を考慮して使節側の都合で行われていたと考えられる。

#### 3 使節団の人員構成

8 世紀のトゥルファンの般次の人員構成について畢波氏は、(3)「分けられた般に人数の決まりはなく、比較的高位の人物が般のリーダーとなる」という要点をあげている。寧遠国の般次の場合、具体的には以下の〔表 3〕のようである

## 〔表 3〕 寧遠国の般次の構成<sup>(29)</sup>

般次	リーダーの身分	応接人数	般次	リーダーの身分	応接人数
第二般	首領将軍	5 人	第七般	首領	7人
第四般	首領将軍	5 人	第八般	将軍	8人
第五般	将軍首領	不明	不明	寧遠国王男	不明

<sup>(28)</sup> 全文の録文と日本語訳については、赤木 2013, p. 117 参照. なお、この文書の発信者 (于闐王) と受信者 (令公) に関する主な説としては、発信者を李聖天 (Visa' Saṃbhava), 受信者を曹元忠とする説[Vech 1995, pp. 61-62; 森安 2000, pp. 58-59, n. 72, 86-87, 99], 発信者を Visa' Dharma, 受信者を曹延禄とする説 [栄 1994, pp. 116-117; 栄・朱 2012, p. 108; 栄・朱 2013, pp. 168-170; 栄・朱 2014, p. 193], 于闐の天寿年号に関する吉田豊氏の説 [吉田 2006, pp. 76-78] を受け入れて、発信者を李聖天の息子の一人の于闐王 (天寿王), 受信者を曹元忠とする説 [Akagi 2011, p. 220; Akagi 2012, pp. 9-10; 赤木 2013, pp. 116-121; 馮 2013, pp. 337-345] がある。いずれにせよ、本文書の作成年代が、曹元忠統治時期 (944-974年) から曹延禄統治時期 (976-1002年) にかけてであることは間違いない。

<sup>(29)</sup> 畢 2007, p. 72, 表 2 をもとに坂尻が作成.

この点に関しても、10世紀前後の使節団に同様の特徴がみられる。

まず、「分けられた般に人数の決まりはなく」、数にばらつきがみられる点については、使節の応接に関する史料から使節団の人員の概数を見積もることができる。先に取り上げた酒支出帳簿 [敦研 001+敦研 369+P. 2629] の記録の中で、それぞれの使節に対する毎日の酒の供給量を、一日に供される酒の基準量( $2\sim3$  升)(30)で換算すると次のようになる。

出自	支給対象	酒の供給量	推定応接人数
于闐	葛禄	毎日2升	1 人程度
丁順	羅尚書	毎日5升	2 人程度
	走来胡	隔日5升(=毎日2.5升)	1 人程度
甘州	先報消息来迴鶻	隔日5升 (=毎日2.5升)	1人程度
	甘州使	毎日半瓮 (=3 斗)	15 人程度
志山	倉住南山	毎日2斗	10 人程度
南山	向東来南山	毎日2斗	10 人程度
西州	西州使	毎日 1 斗 <sup>(31)</sup>	5 人程度

〔表 4〕酒の供給量からみた使節の人数

(表 4) からは、個々の使節団の規模は大小様々で人数にばらつきがあることが分かる。また、同グループの中でも、甘州の3つのグループでは、先触れと思われる「走来胡」や「先報消息来迴鶻」は1人程度と少なく、本隊とみられる「甘州使」は15人程度と人数が多い。

次に、「比較的高位の人物が般のリーダーとなる」という使節団の構成に関する特徴についても、10世紀前後の敦煌の使節団に同様の形を見いだすことができる。まず、本稿の〔表 1〕【2】にあるように、押衙や都頭などの節度使の

 $<sup>^{(30)}</sup>$  帰義軍政権の公式の接待の場合,一日に供給される酒の量は,おおむね使節 1 人あたり 2 升(約  $1.2 \ell$ )から 3 升(約  $1.8 \ell$ )程度である.高 2013, pp. 257-258 参照.

<sup>(31)</sup> 原文「去正月貳拾肆日,供西州使逐日酒壹斗,至肆月貳拾伍日夜断,除月小盡,中間玖拾壹日,内両日全断,両日断半,計用酒壹拾肆瓮肆斗.」9~11 行目.

側近の要人に率いられた般次の例を見いだすことができる。さらに、P. 3547 「唐乾符五年 (878) 進奏院状」 (32) からは、正月の祝いの使者として長安に到着した敦煌の使節団の内訳を具体的に知ることができる。

1	上都進奏院 状上
2	当道賀正専使押衙陰信均等,押進奉表函一封
3	玉一団,羚羊角一角, 犂牛尾一角,十二月廿七日晚到院,
4	廿九日進奉訖. 謹具, 専使上下共廿九人到院安下,
5	及於霊州勒住人数,分析如後.
6	一十三人到院安下
7	押衙陰信均 張懷普 張懷徳 衙前兵
8	馬使曹光進 羅神政 劉再昇 鄧加興
9	陰公遂 陰寧君 翟善住 十将康文勝
10	長行王養養 安再晟
11	一十六人霊州勒住
12	衙前兵馬使楊再晟 十将段英賢 鄧海君
13	索賛忠 康叔達 長行一十一人
	[後略]

内訳からは、この使節団が、長安到着組と霊州残留組とを合わせて全 29 人の構成員から成っていることが分かる。使節団長である賀正専使は、押衙の陰信均が務めている。役職や地位で分ければ、陰信均を含めて押衙が 3 人、兵馬使が 8 人、十将が 5 人、長行が 13 人の構成である。押衙は節度使の側近であり、兵馬使と十将<sup>(33)</sup> は軍将(将校)であり、長行は官健(兵士)の一種で、軍将に付き従う随身の兵卒である<sup>(34)</sup>。そして、ここに見える節度

<sup>(32)</sup> 本文書の年代比定については、中村 1991, pp. 333-335 参照。

<sup>(33)</sup> 十将は, 節度使の軍隊の中級指揮官の職である. 実際に, 帰義軍時代の史料にも 実例が多く現れる. 馮 1997, pp. 138-141 参照.

<sup>(34)</sup> P. 3547 に見える「長行」は、唐朝の分類では藩鎮の軍隊の官健の一種と見なされ

使の側近 (使節団長), 軍将 (将校), 官健 (兵士) の組合せは, 帰義軍の使節団の基本的な型であったようである. 例えば, 使節団の心得を説いた 10 世紀初頭の節度使の帖<sup>(35)</sup>の雛形 [P. 4044 (2)] にもこの型はあらわれている<sup>(36)</sup>.

- 1 使 帖甘州使頭都頭某甲,
- 2 兵馬使某専甲, 更某人数.
- 3 右奉 処分,汝甘州充使
- 4 亦要結耗(托?)和同,所過砦
- 5 堡州城,各須存其礼法,
- 6 但取使頭言教,不得乱話
- 7 是非、沿路比此洄環、仍須
- 8 守自本分 如有拗東捩西.
- 9 兼浪言狂語者, 使頭記名,
- 10 将来到州重当形(刑)法者. 某年月日帖.

ており、軍将に付き従う兵卒を意味している。藤枝晃氏は、この「長行」を「長行 従者」の略称とみなし、使者と行動を共にする兵卒か従者にあたるもの、即ち「私 従」や「随身」に近いものと考えている。藤枝 1956, p. 12 参照。一方、張国剛氏は、 この「長行」を「長行官健」の略称とみなし、一般兵士と捉えている。張国剛 1986, p. 61 参照。また、張国剛氏は、『会昌一品集』巻 16・「請准兵部式依開元二年軍功格 置跳盪及第一第二功状」中で、軍将や官健を捕獲した場合の報償を都頭、正兵馬使、 副兵馬使、都虞候、十将、副将、赤頭郎、突将、長行と列挙した部分の「長行」も 「長行官健」とみなし、やはり一般兵士とする。張国剛 1989, pp. 71-72 参照。また、 新見氏は『会昌一品集』のこの部分を、都頭から突将までを軍将とみなし、長行を 官健の一種と捉えて、藤枝氏の説を採用している。新見 2015, p. 34, p. 24 参照。

- (35) 帰義軍政権で使われていた下達文書の帖の書式や機能については,赤木 2007, pp. 37-38 参照.
- (36) P. 4044 は 4 つの文例を集めた小冊子である。文例の内容は, [1] 乾寧六年 (899) の日付のある節度使の帖, [2] 節度使から使頭等への帖 (本件), [3] 光啓三年 (887) の日付のある創私仏塔記, [4] 修蘭若功徳讃である。これらは、書体を見る限り同時期に同筆で筆写されている。筆写の時期は, [4] 修蘭若功徳讃に「我 拓西金山王」という表現があることから、10 世紀初頭の金山国時期 (910-914 年) 以降であると考えられる。

(節度) 使(より) 甘州使頭の都頭の葉甲, 兵馬使の某事甲, 更に業業かの(ある) 人数の人々へ帖を出す。

右は(節度使の)ご決定を奉るに(その内容は以下のようである)、お前たちは甘州への使節になったからには、仲良く助け合って(?)、途中の砦堡や州城では、各々礼儀正しくし、ただ使頭のいうことをよく聞いて、でたらめをいうこと無く、道中この指示に従って帰還するまで、くれぐれも自分の役割を守るように、あちらこちらへふらついて、下らぬことを言い立てる輩は、使頭が名前を記録しておいて、(沙)州に帰ってきたおりに(そのような者には)重い仕置きをあてる(とのことである)、某年某月某日帖を出す、

本文書の1-2行目に見える帖の宛先部分は、「甘州使頭都頭某甲、兵馬使某専甲、更某人数」となっている。つまり、通達を受ける使節団の人員構成が、使頭(使節団長)(37)である都頭、兵馬使(将校)、更某(その他)であることが、雛形に反映されるほど一般的であったことが分かる。この文書の都頭や進奏院状 [S. 1156, P. 3547]で使節団長に充てられている押衙は、何れも節度使の側近であり「比較的高位の人物が般のリーダーとなる」というトゥルファンの般次の特徴に当てはまる。

なお、P. 4044 (2)で「更某」とされている人員は、警備の官健(兵士)であろう。まず、上記のように進奏院状 [P.3547] には、使節の構成員に官健の一種である長行が含まれている。また、10 世紀頃の敦煌の手紙文書の中には使節のキャラヴァンを護衛するための兵の増員を求めるものや $^{(38)}$ 、般次に同行する官健が荷物の受け渡しを依頼されている例もある $^{(39)}$ . さらに、官健

<sup>(37)</sup> 帰義軍の使頭の職責や権限については、鄭・馮 1997a, pp. 55-62 参照。

<sup>(38)</sup> 西ウイグルの公主君者者の手紙 [S. 2241] には、「更兼兵士、遠送前呈(程) …… (更に兵士を増して、遠く(わたくし君者者の)行く手に差し向けていただき ……)」とあり、君者者のキャラヴァンが元々武装しており、さらなる兵の増員を要請していることが分かる。この手紙の録文と日本語訳については、坂尻 2014、pp. 49-53 参照。

<sup>(39)</sup> 懸泉鎮の索什子から敦煌の父に送られた手紙 [羽 172V / 2] には,「般次曹都

(兵士)が使節団に付き物であり、使頭(使節団長)と官健(兵士)とが密接な関係にあったことが、両者の往復書簡の雛形 [P. 4766] からうかがえる<sup>(40)</sup>.

- 1 使頭報官健押衙某甲. 夏極「熱」,得佳泰否. 此
- 2 使頭粗沐清吉,不用憂也. 官健某甲善
- 3 餘(秣)飼鞍馬,審作交関,莫耽過非,
- 4 即是妙矣, 今於某専甲手上, 寄某色
- 5 目,到日領取. 謹次,不且(具?). 使頭某委曲
- 6 達官健某甲省、八月卅日使頭収封
- 7 仲秋漸涼. 伏惟
- 8 某官尊體起居萬「福」即日官健某乙
- 9 晨下蒙恩,不審思侍収
- 10 尊躰何似、伏惟、順時倍加
- 11 保重, 卑情所望, 昨者, 某専甲般次到
- 12 来、伏蒙 使頭遠垂 委曲兼恵信
- 13 □旨捧領訖、無任戦灼之至、
- 14 (般)]次去往附□「
- 15 ] 容納. 謹奉 [
- 16 】某月日官健「

使頭から官健と押衙の某門に伝える. 夏 (の暑さ) もいよいよ極まったが安らかにしておるか. このごろ使頭はおおむね健やかにしておるので、心配は無用である. 官健の某門はしっかりと鞍を手入れし馬の世話をして、

頭官健王保昌手上白褐壱段到日収領…… (般次の曹都頭の(もとにいる)官健の 王保昌の手から白褐一段を(般次が敦煌に)到着した日に受け取って下さい……)」 とあり、般次に属する官健が品物の受け渡しに関わっていることが分かる。この 手紙の録文と日本語訳については、坂尻 2012b, pp. 377-380 参照。

<sup>(40)</sup> P. 4766 の録文と書式の要素の分析については、山本 2012, pp. 187-188 参照.

交通に気を配り、怠けるようなことが無ければよいのだが。今、集事中のもとにないからい。の品物を預けたので、到着したら受け取るように、懇ろに手紙を送るが、(手紙なので用件を)詳しく述べることはかなわない。使頭であるない。より変曲を官健の集中に送り安否を問う。八月(六月?)三十日、使頭が封をして(送る)。

秋も半ばとなり次第に涼しくなってまいりました。葉管様におかれましてはご健勝のことと存じます。日頃から官健の某乙は、朝な(夕な)お世話になっておりますれば、(本来であれば御側にて)お仕えしてご機嫌をうかがうところですのに、(ご機嫌を)存じ上げません。時節柄ご自愛下さいますよう、お祈り申し上げます。先頃、集事中(の率いる)般次が到着し、使頭様が遠方より委曲を下さり、あわせて贈り物……仰せを(承り)受領し終わりました。恐れ多いことに……般次が行きますので、……を預けて……お納め下さい。謹んで(お手紙を)……に奉ります。某月某日、官健(の某乙より)。

このような手紙の雛形が存在することは、使頭(使節団長)が使節のキャラヴァンの警備を担う官健(兵士)と連絡を取り合い、信頼関係を築くことが、 キャラヴァンの安全のために不可欠であったことを示している。

このように、10世紀前後における敦煌の使節団の人員構成は使節団長と警備の将兵を基本としている。しかし、実際の般次(使節のキャラヴァン)の内部には、僧侶や一般百姓、他のオアシスの人々が入り込み、複雑な構成となっていた。

まず、僧侶が般次に加わることは一般的なことであった。学識があり宗教者として尊敬されていた僧侶は、10世紀前後の敦煌でも使節団に加わり外交官の役割を果たすことが多かった<sup>(41)</sup>。また、同時期の漢文の私信には、贈り物や手紙の受け渡しの担い手として、キャラヴァンに参加している僧侶が指

<sup>&</sup>lt;sup>(41)</sup> 馮 2003, pp. 611-618 参照.

定されている以下のような例が見受けられる <sup>(42)</sup>.

- 〇S. 1284, 7-9 行目「今,於氾法律手上,紫草壹斗,又細布一角,乾棗一袋子,充阿師子信」
- ○Ch. 00144, 11-12 行目「前伴般次僧陰住德手上,一个書得者, 聞句好惡言語」
- ○Ch. 00144, 14-15 行目「般次内趙法律手上,発遣土布汗衫一領,菲草壹斗,到日收領」
- ○S. 4362, 6-8 行目「前般次何闍梨手上,通身錦壹疋,黄緑胎壹疋,透□ 貝壹疋,白練壹疋,又壹疋」
- ○S. 4667, 9-10 行目「今当鎮僧慶浄手上、付草豉子一袋子」

このことは、多くの僧侶が日常的にキャラヴァンに加わって盛んに移動していたことを反映している。

また、敦煌の百姓たちも徭役として、般次に加えられている。沙知氏は、10世紀前後の敦煌の貸絹契から、「充使(使節団への配属)」等を契約の理由にあげている例を12件、同じく「充使」等を理由に駱駝や驢馬を借り受けた際の雇駝契・雇驢契7件を分析し、これらの契約の借り手たちが、般次に参加するための費用や交通手段として、絹や駄獣を借りていることを指摘している(43)。これらの人々は、長距離を移動する般次を維持するための荷物運びや雑用をこなす従者として般次に加えられていたと考えられる。

さらに、敦煌の般次には別のオアシスの人々も入り込んでいた。たとえば、10世紀の馬の売買契約である羽27/1「癸未年十一月史喜酥買馬契」(44)からは、

<sup>(42)</sup> 例のうち、Ch. 00144の録文と日本語訳については、坂尻 2012a, pp. 156-160 参照. (43) 沙 1997, pp. 145-147 参照. また、帰義軍期の使節団に付随する役については、雷 2000, pp. 171-175 も参照.

<sup>(44)</sup> 本文書の写真と目録情報については,武田科学振興財団 杏雨書屋 2009, pp. 201-202 を参照。本文書の先駆的な研究は,池田 2000, pp. 40-46 で行われている。池田氏はいわゆる羽田写真から録文を作成し、敦煌・トゥルファン由来の家畜売買契との比較をおこなった。録文については Yamamoto et al. 2001(A), p. 49 も参照、文書の年代に関しては、2 つの指標からある程度限定できる。まず、本文書に現

敦煌の般次に粛州や甘州の人物が加わっていることがうかがえる。

- 1 癸未年十一月廿日立契。百姓史喜酥家内欠少
- 2 鞍馬,遂於押牙徐会児面上,買伍歳騍馬壹
- 3 疋、断作馬価生絹参疋、内見還生絹壹疋長参
- 4 仗柒尺, 更残絹両疋各長参杖捌尺, 其絹両疋,
- 5 限至米都頭般次来時,便須填還, 若米
- 6 都頭般次来不得知時, 壹疋倍還両疋 若喜
- 7 蘇(酥)路上東西不平善者,一仰口承弟張丑子,姪
- 8 長盈二人面上,於尺数取本絹,恐人無信,故
- 9 立此契, 用為後憑, 押字為定.
- 10 売(買)馬人史喜酥(略押)
- 11 売(買)馬人弟張丑子(略押)
- 12 知見人押牙粛州宋唱羅鉢(略押)(略押)
- 13 知見人杜弘進(略押)
- 14 口承人甘州家当寅拙(略押)

癸未年十一月二十日に契約書を作る. 百姓の史喜酥は家内に鞍や馬がないので、押牙の徐会児から、五歳の雌馬一頭を買い、馬の価格は生絹三疋と定めた. そのうち現在、生絹一疋(その)長さが三丈七尺のものを支払い、さらに残りの絹二疋(その)長さが三丈八尺のものについては、米都頭(の率いる)般次が到来した時に、直ぐに支払うこととする. もし、米都頭(の率いる)般次が到来し(た時に、売り手がそのことを)知ることができなければ、(支払いを引き延ばしたとみなして、買い手は)一疋に

れる「都頭」の称号は、敦煌では 10 世紀以降に使われているとみられる。坂尻 2012b, p. 389, n. 10 参照。また、保証人を示す「口承人」の用例も基本的に 10 世紀に限定される。楊 2002, pp. 42-46; 敏 2004, p. 105 参照。従って、本文書の作成年代は 923 年ないし 983 年であると考えられる。なお、池田 2000 と Yamamoto et al. 2001(A) は、この癸未年を 983 年にあてている。

つき二疋を支払うことにする。もし(史)喜蘇(酥)が道中で逃亡したり亡くなったりしたなら、口承(保証人)である弟の張丑子やおいの(張)長盈ら二人から、(取り決めた)寸法通りのもとの(馬の価格の)絹を取る。人の信用できないことを恐れ、ためにこの契約書を作り、後の証拠とし、押字をして定め(たことの証)とする。

馬の買い手 史喜酥 (略押) 馬の買い手の弟 張丑子 (略押) 立会人 押牙で粛州の宋唱羅鉢 (略押) (略押) 立会人 杜弘進 (略押) 保証人 甘州家の当寅拙 (略押)

この契約文書は敦煌で作成され、馬の売り手である押牙(押衙)の徐会児 の手元に保管されていたと考えられる。史喜酥の弟の張丑子やおいの張長盈 は、 支払いに問題があった際の保証人として徐会児に指定されているので, やはり敦煌に居住していたはずである。馬の買い手である史喜酥も、敦煌在 住の張丑子と家族関係(恐らく義理の兄弟)にあり、彼らに保証を頼んでい ることからみて、敦煌の百姓とみてよい 馬価の支払いについては、米都頭 の率いる般次の到着を期日としており、即日遅れなく支払うことが求められ ている。この米都頭の般次は、敦煌以外の般次であることが明記されていな いので、敦煌の般次とみるべきであろう。そして、「若喜蘇(酥)路上東西不 平善者(もし(史)喜蘇(酥)が道中で逃亡したり亡くなったりしたなら)」 とあることからみて、史喜酥が米都頭の般次に同行する予定であることは明 らかである。つまり、史喜酥はこれから出発する米都頭が率いる敦煌の般次 に参加し、その般次が敦煌に帰還した際に残りの馬価を支払おうとしている のである。 史喜酥が米都頭の般次に参加する理由は記されていないので、「充 使」としての徭役のほか、交易などの私的な目的もあり得るだろう。そして、 この契約の当事者,立会人、保証人が列記された10行目以降の部分には、史 喜酥と張丑子以外に、3人の人物が名を連ねている。このうち、少なくとも 知見人(立ち会い人)で粛州の押牙と思われる宋唱羅鉢と口承人(保証人)

で甘州に属するとみられる当寅拙とは、明らかに敦煌の住人ではない. 恐らく、彼らは米都頭の般次に加わる同行者であり、道中で史喜酥に逃亡や事故があった場合に、証言する役割を担っていたと考えられる. このように、米都頭の般次の人員構成は、史喜酥のような百姓や敦煌以外のオアシスに属する人物も参加した多様なものであったと考えられる.

#### おわりに

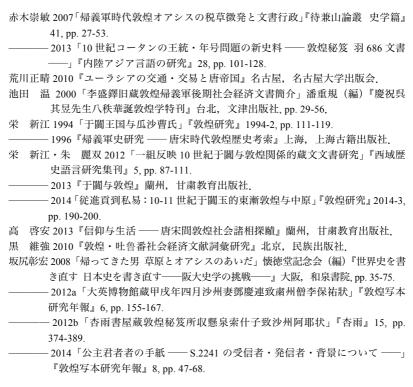
最後に、10世紀前後の敦煌の般次の特徴をまとめ、8世紀半ばのトゥルファンの般次と比較したい。まず、10世紀前後の敦煌の「般次」は基本的に使節団のキャラヴァンを指している。また、この使節団のキャラヴァンはグループに分かれて行動する場合があった。そして、その人員構成は、節度使の側近の使節団長(使頭)と警備の将兵(軍将・官健)からなり、そこに雑多な人々が入り込んだ多様なものであった。これらの特徴は、畢波氏があげた4つの要点と基本的に共通している。ただし、10世紀前後の敦煌の般次は、明らかに8世紀半ばのトゥルファンの般次のような大規模な使節団ばかりではなく、様々な規模のものを含んでいる。つまり、10世紀前後の敦煌において、「般次」は、規模にかかわらず個々の使節団のキャラヴァンそのものを指す一般的な用語に変化しているのである。

以上のような共通点と変化からは、10世紀前後の敦煌をめぐる交通・交易の特徴を読み取ることができる。まず、この時代には、もはや唐帝国(7世紀初~10世紀初)・ウイグル帝国(8世紀半~9世紀半)・チベット帝国(7世紀~9世紀半)のような巨大な帝国による一円的な交通・交易の保護は存在していなかった。また、駅伝制度のような統一的な交通システムも既に失われていた。このような条件下では、沿路の国々から通行を保証され、かつ武装した般次(使節団のキャラヴァン)が、最も安全で確実な交通・交易の手段になっていたのである<sup>(45)</sup>。そして、般次の往来が地

<sup>(45)</sup> 交通制度が整備され、沿路の治安がある程度確保されていた唐代においてさえ、外来 商人が官員の公的なキャラヴァンと同行する例が見られる。 荒川 2010, pp. 366-369 参

域間の交通の要になったことにより、使節団の「数え方」に過ぎなかった「般次」が、実体をもった大小様々な単位の使節団のキャラヴァンそのものを指すようになったと考えられる.8世紀から10世紀にかけての「般次」の変化は、このような時代の変化を反映しているのである.

## 和文・中文文献目録 [五〇音順]



照. この例のように、公的なキャラヴァンの機能はある程度普遍的なものであるといえる. しかし、10世紀前後のより不安定な状況下では、安全な移動の機会としての公的なキャラヴァンの役割は、格段に貴重なものになっていたと考えられる.

- 沙 知 1997「般次零拾」白化文 他(編)『周紹良先生欣開九秩慶寿文集』北京,中華 書局, pp. 142-148.
- 施 萍亭 1983「本所蔵《酒帳》研究」『敦煌研究』創刊号, pp. 142-155.
- 曽 良 2001『敦煌文献字義通釈』廈門, 廈門大学出版社.
- 武田科学振興財団 杏雨書屋(編)2009『敦煌秘笈 影片冊1』大阪,武田科学振興財団.
- 張 広達 1991「唐末五代宋初西北地区的般次和使次」季錚・蒋忠新(主編)『季羨林 教授八十華誕紀念論文集』下,南昌,江西人民出版社,pp. 969-974. [再録:同 著『西域史地叢稿初編』上海,上海古籍出版社,1995,pp. 335-346;同著『文書・ 典籍与西域史地』桂林,広西師範大学出版社,2008,pp. 183-191]
- 張 国剛 1986「両份敦煌"進奏院状"文書的研究 —— 論"邸報"非古代報紙」『学術月刊』 1986-7, 1986, pp. 57-62.
- -----1989「唐代藩鎮軍職職級考略」『学術月刊』1989-5, 1989, pp. 71-76, 81.
- 張 小豔 2007『敦煌書儀語言研究』北京, 商務印書館.
- 鄭 炳林·馮 培紅 1997a「唐五代帰義軍政権対外関係中的使頭一職」鄭炳林(編)『敦煌帰義軍史専題研究』蘭州,蘭州大学出版社,pp. 48-70. [初出:『敦煌学輯刊』 1995-1,1995,pp. 17-28]
- ————1997b「晚唐五代宋初帰義軍政権中都頭一職考辨」鄭炳林(編)『敦煌帰義 軍史專題研究』蘭州,蘭州大学出版社, pp. 71-93.
- 中村裕一1991『唐代官文書研究』京都,中文出版社.
- 新見まどか 2015 「唐武宗期における劉稹の乱と藩鎮体制の変容」 『史学雑誌』 124-6, pp. 1-37.
- 畢 波 2007「吐魯番新出唐天宝十載交河郡客使文書研究」『西域歷史語言研究集刊』1, pp. 55-79. [再録:栄新江·李肖·孟憲実(編)『新獲吐魯番出土文献研究論集』 北京,中国人民大学出版社, 2010, pp. 344-376]
- 敏 春芳 2004「敦煌契約文書中的"証人""保人"流変考釈」『敦煌学輯刊』2004-2, pp. 99-112.
- 馮 培紅 1997「晚唐五代宋初帰義軍武職軍将研究」鄭炳林(編)『敦煌帰義軍史專題 研究』蘭州,蘭州大学出版社,pp. 94-178.
- ———1999「客使与帰義軍的外交活動」『敦煌学輯刊』1999-1, pp. 72-84. [再録: 鄭炳林(編)『敦煌帰義軍史專題研究続編』蘭州,蘭州大学出版社,2003, pp. 307-325]
- ————2003「帰義軍時期敦煌与周辺地区之間的僧使交往」鄭炳林(編)『敦煌帰義 軍史専題研究続編』蘭州,蘭州大学出版社,pp. 604-620.
- -----2013『敦煌的帰義軍時代』蘭州, 甘粛教育出版社.
- 藤枝 晃 1943「沙州帰義軍節度使始末 (四・完)」『東方学報 (京都)』13-2, pp. 46-98.
- -----1956「長行馬」『墨美』60, pp. 2-13; 図版・録文, pp. 14-34.

敦煌般次考 197

- 森安孝夫 2000「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15, pp. 1-121, +15 pls, 折込図 1.
- 山本孝子 2012「書儀の普及と利用――内外族書儀と家書の関係を中心に」『敦煌写本研究 年報』6, pp. 169-191.
- 楊 恵玲 2002「敦煌契約文書中的保人・見人・口承人・同便人・同取人」『敦煌研究』 2002-6, pp. 39-46.
- 吉田 豊 2006『コータン出土 8-9 世紀のコータン語世俗文書に関する覚え書き』 神戸、神戸市外国語大学外国学研究所
- 雷 紹鋒 2000 『歸義軍賦役制度初探』台北,洪葉文化事業.

### 欧文文献目録 「アルファベット順]

- Akagi Takatoshi 2011: "Six 10th Century Royal Seals of the Khotan Kingdom." In: Y. Imaeda, M. Kapstein and T. Takeuchi (eds.), *New Studies of the Old Tibetan Documents : Philology, History and Religion*. Old Tibetan Documents Online Monograph Series, Vol. 3, pp. 217-229.
- Akagi Takatoshi 2012: "The Genealogy of the Military Commanders of the *Guiyijun* from Cao Family." In: I. Popova and Liu Yi (eds.), *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*, St. Petersburg, Slavia, pp. 8-13.
- Hamilton, James 1955: Les Ouïghours à l'époque des Cinq Dynasties d'après les documents chinois. (Bibliothèque de l'Institut des Hautes Etudes Chinoises, 10), Paris. [Repr.: Paris 1988]
- ————1986: Manuscrits ouïgours du IX<sup>e</sup>-X<sup>e</sup> siècle de Touen-houang. 2 vols., Paris, Peeters.
- Vetch, Hélène 1995: "Lettre de l'empereur de Khotan au commissaire militaire de Shazhou." In: J. Giès, and M. Cohen (eds.), *Sérinde, Terre de Bouddha. Dix siècles d'art sur la Route de la Soie.* (Galeries nationales du Grand Palais, Paris, 24 octobre 1995-19 février 1996), Paris, La Réunion des musées nationaux, pp. 61-62.
- Yamamoto Tatsuro et al (eds.) 2001: Tun-huang and Turfan Documents: Concerning Social and Economic History, Supplement (A), (B), Tokyo, the Toyo Bunko.